

令和4年3月18日
気象庁大気海洋部

配信資料に関するお知らせ

～国管理河川の指定河川洪水予報の運用について～
(配信資料に関する技術情報第353号、第431号関連)

気象庁長官と国土交通大臣とが共同して行う「指定河川洪水予報」について、下記の通り、予測に基づいた氾濫危険情報を運用することとなりましたのでお知らせいたします。これに伴うXML電文のフォーマットの変更はありません。

記

- 国管理河川の指定河川洪水予報で提供している氾濫危険情報について、これまでは、実況に基づき、氾濫危険水位に到達したときや同水位を超える状態が継続しているときに発表していました。これに加えて、急速な水位上昇によりまもなく氾濫危険水位を超え、さらに水位上昇が見込まれるときにも、リードタイムをもって対応できるよう、予測に基づきいち早く氾濫危険情報を発表する運用に改善します。
- これに伴い、見出しや主文等、新しい文言を用いて警戒を呼びかけるがありますが、XML電文のフォーマットの変更はありません。
- 運用開始日
令和4年6月（予定）
詳細な日時は決まり次第お知らせします。

以上